

田辺市と国立大学法人和歌山大学との連携協力に関する包括協定書

田辺市（以下「甲」という。）と国立大学法人和歌山大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が互いに緊密な連携のもと、活力ある個性豊かな地域社会の発展と学術の振興に貢献することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1）地域づくり・まちづくりの推進に関すること。
- （2）地域経済の発展に関すること。
- （3）教育・文化の振興及び人材の育成に関すること。
- （4）その他、甲及び乙が有する知的資源、人的資源、物的資源の活用並びに相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること。

（連携調整窓口）

第3条 前条の規定による連携協力を円滑かつ効率的に進めるために、甲と乙は互いに窓口を設置し、必要な連携調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から申出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

田 辺 市 長

真砂亮 

国立大学法人和歌山大学長

龍 寛和 